

全国保育協議会 会員各位

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会
会長 万田 康
〔公印略〕

**令和2年7月豪雨にかかる
保育三団体被災地支援募金への協力について【お願い】**

令和2年7月豪雨による被害を受けた地域の皆さまにおかれましては、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、全国保育協議会では、被災地情報の把握に努めるとともに、被災地の保育所等および保育活動等を支援するための募金を、保育三団体協議会（日本保育協会、全国私立保育園連盟、本会）において共同で実施することとし、今般、実施要綱等の確認がなされたところです。

つきましては、下記のとおり、募金口座を開設いたしましたので、募金への協力について特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

送金については、施設単位でまとめていただいても、個人で送金いただいても結構です。なお、保育三団体協議会では都道府県・指定都市別の送金件数、送金金額等の集計を行う予定はございませんので、あらかじめご了解ください。

なお、令和2年7月豪雨にかかる義援金については、都道府県、指定都市または中核市との協議を行った上で、私立保育所に対する委託費から支出することが可能です。

記

保育三団体被災地支援募金

募金期間：令和2年8月3日（月）～令和2年12月31日（木）

金融機関：**みずほ銀行 麹町支店**（店番号：021）

口座番号：**普通預金 3053337**

口座名義：**保育三団体被災地支援募金**

（ホイクサンダンタイヒサイチシエンボキン）

領収書の発行については、令和2年度保育三団体協議会事務局（日本保育協会）宛に別添「領収書発行依頼書」により、FAXまたはE-mail等でお知らせください。

領収書は募金期間終了後、入金記録等を集約した上で、令和2年度保育三団体協議会事務局より発送いたします。お急ぎの場合は別途ご連絡ください。

誠に恐れ入りますが、お振込手数料は、ご負担いただきますようお願い申し上げます。

< 本件問い合わせ先 >

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509 / E-mail: zenhokyo@shakyo.or.jp

令和2年7月豪雨にかかる保育三団体被災地支援募金事業 実施要綱

1. 目的

本事業は、名称を「令和2年7月豪雨にかかる保育三団体被災地支援募金事業」(以下、「募金事業」という)とし、令和2年7月豪雨による災害の被災地域における保育所等および保育活動等を支援することを目的とする。

2. 実施主体

募金事業の実施主体は、保育三団体協議会とする。保育三団体協議会は、社会福祉法人日本保育協会、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会及び公益社団法人全国私立保育園連盟の三団体で構成する。

3. 募金の期間

募金の期間は、令和2年8月3日から令和2年12月31日までとする。ただし、状況に応じ保育三団体協議会で協議のうえ延長することができるものとする。

4. 募金の管理

募金の管理は、保育三団体協議会の令和2年度幹事団体である、社会福祉法人日本保育協会が専用の口座を開設して行う。なお、管理は社会福祉法人日本保育協会の他の事業と明確に区分できる方法で行うものとする。

5. 募金の使途

募金は被災地域の保育所等並びに保育組織、及び被災地域における保育活動を支援することを目的として行われる次の事業等を主な使途とする。

- (1) 被災した保育所等の補修、再建に関わる費用
- (2) 被災した保育所等が必要とする物品の購入に関わる費用
- (3) 被災地において行われる保育活動および保育活動を支援する活動で、被災地の保育組織または保育三団体協議会が必要と認めた活動に関わる費用
- (4) 保育三団体協議会が直接実施する事業費、振込み手数料等の事務に関わる経費
ただし、募金総額の5%以下とする。
- (5) その他、保育三団体協議会が必要と認めた事業に要する費用

6. 募金の配分先

募金の配分先は、原則として次のとおりとする。

- (1) 令和2年7月豪雨により災害救助法が適用されている地域のうち、被害を受けた保育所等が所在する都道府県・指定都市等の保育組織
- (2) 令和2年7月豪雨によって被害を受けたことを保育三団体協議会が認めた都道府県・指定都市等の保育組織
- (3) その他、上記に準ずる地域で保育三団体協議会が必要と認めたところ

7. 募金の配分決定

募金の配分決定は、保育三団体協議会のそれぞれの団体を代表する者の合意をもって行うこととする。

8. 事業の終了

本事業は、令和2年12月31日までに終了し、募金の全額を清算することとする。

9. その他

本要綱に定めのない事項については、保育三団体協議会で協議し決定することとする。

令和2年8月3日

東京都千代田区麹町 1-6-2 アーバンネット麹町ビル 6階
社会福祉法人 日本保育協会

理事長 大谷 泰夫

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会

会長 万田 康

東京都台東区蔵前 4-11-10 全国保育会館
公益社団法人 全国私立保育園連盟

会長 小林 公正